

「女子部」創立期の精神

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学史料委員会 公開日: 2011-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 後藤, 総一郎 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/10519

「女子部」創立期の精神

後藤 総一郎

本学短期大学の前身である「女子部」が創立されたのは昭和四年（一九二九）である。

その経緯については、『明治大学百年史』第四巻通史篇Ⅱのなかに記述されている。

だがそれらの多くは、昭和五十四年（一九七九）に短期大学で編集発行された、『明治大学短期大学五十年史』をベースとして記述されたものであった。

たまたま昨年十一月五日に、「短期大学創立七十周年」を記念する講演を依頼され、改めて女子部「創立期」の頃をふりかえったとき、いくつかのことに気づかされたのであった。

そのひとつは、昭和十三年（一九三八）十一月二日の

初の女弁護士三人

合格発表 一年後には颯爽法廷へ

女弁護士の抱負を聞く

何と多いことよ!

惨めなる「妻や母」

法服を彩る紅三點

女性の法律問題は女性が

辯護士試験初の榮冠

女弁護士初めて誕生

喜びの三人中に皇軍勇士の夫人も



(上) 田中正子 (中) 武藤嘉子 (下) 久米愛

(注) 右2つは『読売新聞』・3つ目は『東京朝日新聞』

4つ目は『東京日日新聞』いずれとも昭和13年11月2日付

新聞に「初の女弁護士三人」という見出しで報道された、わが女子部出身の女弁護士のインタビュー記事やなによりもその新聞自身を眼にしたいものだという関心と、いまひとつ、「女子部」創立のそもそもの精神とその意義について今日的視点から考えてみたいということであった。

報道した新聞は三紙であった。

まず『読売新聞』は、二日付夕刊第一版で、「初の女弁護士三人——一年後には颯爽法廷へ」という見出しで、

「本年の高等試験司法科合格者の発表が一日午前十時司法省で行われ全合格は二百五十三名であるが、このうち三名のうら若き女性が見事難関を突破して金的を射止めわが国における最初の女性弁護士として登場することになり銃後の女性のために万丈の氣を吐いた。」と報道した。

そして、その三人である、田中正子(二八) 武藤嘉子(二五) 久米愛(二八)を紹介し、いずれも明大女子部出身であることを報じたのであった。

ついで第二版では、「女弁護士の抱負を聞く——何と

多いことよ！惨めなる『妻』や『母』敢然擁護―田中正子さん』の見出しで、その抱負をインタビューしている。

「女性の問題は民事が多いものですから矢張り民事で立ちたいと思います。(略)判例の中から女性問題をみっちり勉強する積もりです。(略)女は女として女の仕事をやってゆくのが近代社会の分業に叶ふのではないかと思ふのです。ことに女には女でなければわからない心理といふものが御座いますし、(略)こういう女性達の手軽な相談相手になって差し上げられたらといふのが私の念願です。」

『東京朝日新聞』(同日、朝刊)は、「法服」を彩る紅三点―「女性の法律問題は女性が…」弁護士試験・初の栄冠」

インタビューでは、武藤嘉子が「婦人の社会生活にはどうしても法律の知識が常識として必要だと思ったからです。受験する気になったのも当時稍不振の母校の名譽を幾分でも高め度いと思ったからです。」と率直に当時の心境を吐露したのだった。

そして『東京日日新聞』も、「女弁護士初めて誕生―喜

びの三人、中に皇軍勇士の夫人も」という見出しで報じたのだった。

こうして女子部を卒業して法学部に入學し、弁護士の受験資格を整えて見事合格した三人の女弁護士を筆頭に、戦前に七人の弁護士が誕生していった。やがて戦後、久米愛は女性初の北海道札幌高等裁判所長官に、三淵嘉子(武藤改め)は横浜家庭裁判所長に、中田正子(田中改め)は鳥取弁護士会長にとそれぞれ足跡を刻んできたのである。そのほか、戦後デビューした菅井明子は極東軍事裁判弁護団の弁護士として、石渡満子は初の女性判事補として活躍していったのである。

それから五十余年の今日、女性の法曹会に占める割合は十パーセントに達し、やがて三十パーセントを占める日も間近かだという。

野田愛子は次のように述べている。

「女性法曹の第一幕は戦前、第二幕は戦後、そして第三幕はここ十年のことね。女性裁判官は二九八人。女性検察官も一一一人。そして女性弁護士となると一四〇五人なのよ。」(山本裕司「女性弁護士物語」第一回『法学

セミナー』一九九九年四月号)

こうして、わが女子部から公的な資格をもった職業を
通して、女性の権利を保障し解放していかうとする学徒
を育む制度を創設し、それを実現していったことは、い
わゆる女性解放運史における一つの大きな道として歴史
に刻まれていったということができよう。

また、女子高等教育史上においても、明治年間にす
で津田英語塾をはじめいくつかの女子専門の学校は存在
したが、正式に男女共学を認め、女子学生の入学を許可
した大学は、大正二年の東北大学(三名)のほか、日大
二部(大正十年)同志社大(同十一年)九大法文学部
(同十四年)などわずかであった。

それに較べて、わが女子部は、三年の専門部を卒業す
ると法学部あるいは商学部にて制度として入学することが
できる「男女共学」の道を開いていたのである。

ちなみに、昭和四年に入学し、七年に卒業した百余名
のうち十五名が法学部に入学し、八年に十四名、九年に
八名と大量の女子学生が男子と机を一緒にしていったの
である。

関東の大手の私立大学で、制度としての男女共学を
堂々と展開していったことの意義は極めて大きく、とり
わけ人文科学や自然科学のみに限られていた女子大学の
なかにあって、社会科学というやっかいな学問を学ぶこ
との道をしかも弁護士を目指す学問のコースに身をおき
努力することの過程を考えると、驚異といわざるをえ
ない。

ところで、こうした女性弁護士の道を開くことの必要
と大切さを思い、女子部創設そして法学部入学の道を推
進していったのには、四人の重鎮が存在したからであっ
た。

その一人が、大正デモクラシーのうねりのなかで、女
性の社会的地位の向上に関心を寄せ、その啓蒙家として
高名であった、東京帝国大学の民法の教授であった穂積
重遠であり、その穂積に共鳴していた本学出身の弁護士
で憲法学の教授であった松本重敏と当時の学長で大審院
裁判長でもあった横田秀雄の三人による推進であった。
そしてそれを財政的にバックアップした本学出身の大学
の理事であった佐藤慶太郎(一萬円の寄付によって校舎

（を建設）であった。

そして昭和四年の開校式が行われた、その挨拶のなかで、横田学長が述べた女子部設立の主旨のなかに、「女子部」創立の精神が見事に表明されていたのだった。

「明治大学が今回女子部を設けましたる理由は、一言に申しますれば、時代の趨勢を看取してその要求を充たすといふことに外ならないのでありますが、試みにその主な点を申しますと、女子の為に高等の教育を施しその学識を涵養し、その智見を開発し、女子をして学問上に於てその天分を發揮することを得せしむるが為に、学問の研究に関して均等の機会を与へるといふことが、我国刻下の急務であるということが一つであります。それから男尊女卑の旧習を打破し、女子の人格を尊重しその法律上、社会上の地位を改善して之を向上せしむるといふことも現代に於ける要求の一つであります。」

男尊女卑の時代のしかもファシズムの暗い足音が高鳴りつつある時代における、見事な精神といえよう。

そしていま一人、穂積重遠は、西洋の諺にある「良き法律家は悪しき隣人」の例をあげ、それは本当の理解で

ないとして、「法律といふものは良き隣人を造る為の学問である」と述べ、女子部創設の意義を平易に説いたのであった。

それは、本学の創立者の主役であった岸本辰雄の主張した「民権」（ドロー・シビル）のまさにシビル（民衆）そのものである女性のライト（権利）を開く、近代日本における学問を通しての女性解放の道を拓いたかけがえない第一歩を記していったことを意味したといえよう。